

政令番号203 ジフェニルアミン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県						4.0E-1	0.4	0.4
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	3.4E+1			34.0	2.0E+0	8.0E+3	8,000.0	8,036.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県						1.2E+2	120.0	120.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						3.0E+1	30.0	30.0
24	三重県						5.4E+2	537.0	537.0
25	滋賀県								
26	京都府	1.0E-1			0.1		2.5E+1	25.0	25.1
27	大阪府						3.4E+4	34,000.0	34,000.0
28	兵庫県						3.6E+0	3.6	3.6
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						1.2E+2	120.0	120.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		3.4E+1			34.1	2.0E+0	4.3E+4	42,836.0	42,872.1

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。